

様

東海村長



立入調査通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第3条の規定により、空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとされています。

あなた（貴社）が所有（管理）をしている下記の空家等について、法第9条第2項及び東海村空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則（平成29年東海村規則 号）第4号第1項の規定により下記のとおり立入調査を実施いたしますので、法第9条第3項の規定により通知します。

つきましては、立会いが可能な場合は、本通知が到達した翌日から起算して5日以内に下記5に示す者までご連絡ください。

なお、下記1に示す空家等の所有者等若しくは下記2に示す事由について現状と異なる場合又は下記2に示す事由について既に措置をされている場合は、下記5に示す者までご連絡ください。

記

1 対象となる空家等

所在地 東海村

用途

所有者の住所及び氏名

2 立入調査を実施しようとする事由（該当する事由に☑印が付されています。）

- そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- 周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

3 立入調査の実施予定日 年 月 日

4 立入調査を行う者 村職員 名

5 立入調査の責任者 東海村建設農政部都市整備課長
連絡先 029-282-1711

備考

1 正当な理由なく立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第16条第2項の規定により、20万円以下の過料に処せられます。

2 調査の結果、上記1の空家等が管理不全であり、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切であると認められる場合は、『特定空家等』として法に基づく指導の対象となりますので、念のため申し添えます。

様式第6号（第4条関係）

（表面）

	第 号
立入調査員証	
所属	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">刻 印</div> (写真)
職名	
氏名	
<p>上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号） 第9条第2項の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。</p> <p>年 月 日 発行（ 年 月 日まで有効）</p> <p style="text-align: right;">東海村長 印</p>	

（裏面）

<p>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号） （抜粋） （立入調査等） 第9条（略）</p> <p>2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。</p> <p>3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>注意事項 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>
--

備考 この証明書の大きさは、縦8cm、横10cmとすること。

様式第7号（第5条関係）

（表面）

特定空家等管理台帳

台帳番号		基本調査年月日	年	月	日	
所在地	東海村					
所有者	住所					
	氏名		電話番号			
管理者	住所					
	氏名		電話番号			
	所有者との関係					
特定空家等の概要	登記年月日（又は完成年月日） 年 月 日 用途：一戸建ての住宅・店舗併用住宅・集合住宅・店舗 その他（ ） 構造：木造・鉄骨造・RC造・その他（ ） 階数：平屋・2階建・3階建・その他（ ） 延べ床面積： m ² 敷地面積： m ² 特定空家等始期： 年 月 日 建築物等の状況： 特定空家等の判断基準：東海村空家等対策の推進に関する特別措置法施行 細則別表第 の に該当					
情報提供者	住所					
	氏名		電話番号			
	特定空家等との関係					
	情報の内容					
立入調査	実施年月日	調査内容及び結果				
	年 月 日					
	年 月 日					
備考						

(裏面)

指導等年月日 (対応者氏名)	指導等の経過内容
年 月 日 ()	
年 月 日 ()	
年 月 日 ()	
年 月 日 ()	
年 月 日 ()	
年 月 日 ()	
年 月 日 ()	
年 月 日 ()	
年 月 日 ()	
年 月 日 ()	
年 月 日 ()	

備考 この様式は、立入調査数その他必要に応じ適宜調整することができる。

様

東海村長



指 導 書

あなた（貴社）が所有（管理）をしている空家等が管理不全な状態にあるので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により、下記のとおり適正な管理を行うよう指導します。

記

1 対象となる空家等

所在地 東海村

用途

所有者の住所及び氏名

2 指導に係る措置の内容

（指導をどのようにするのか、具体的に記載）

3 指導に至った事由（該当する事由の□に印が付されています。）

- そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
- そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態
- 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- 周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

4 指導の責任者

東海村建設農政部都市整備課長

連絡先 029-282-1711

5 措置の期限

年 月 日

備考

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置をとった場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- 2 上記5の期限までに正当な理由なく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第2項の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349号の3の2又は同法第702号の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、勧告により、当該敷地について当該特例の対象から除外されることとなります。

様

東海村長



勸告書

あなた（貴社）が所有（管理）をしている下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当すると認められたため、あなた（貴社）に対して対策をとるよう指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定により勧告します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地 東海村

用途

所有者の住所及び氏名

2 勧告に係る措置の内容

（勧告をどのようにするのか、具体的に記載）

3 勧告に至った事由（該当する事由の□に印が付されています。）

- そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- 周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

4 勧告の責任者

東海村建設農政部都市整備課長

連絡先 029-282-1711

5 措置の期限

年 月 日

備考

- 上記5の期限までに上記2に示す措置をとった場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- 上記5の期限までに正当な理由なく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定により、当該措置をとることを命じることがあります。
- 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349号の3の2又は同法第702号の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、この勧告により、当該敷地について当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第10号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

東海村長



命 令 書

あなた（貴社）が所有（管理）をしている下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項の「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、法第14条第3項の規定による命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がとられていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

については、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地 東海村
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 措置の内容
(何をどのようにするのか、具体的に記載)
- 3 命ずるに至った事由
(特定空家等がどのような状態にあつて、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載)
- 4 命令の責任者 東海村建設農政部都市整備課長
連絡先 029-282-1711
- 5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- 2 この命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定により50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに上記2に示す措置をとらないとき、措置をとっても十分でないとき又は措置をとっても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定により当該措置について行政代執行の手續に移行することがあります。

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東海村長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができなくなります。

また、この処分があつたことを知った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、東海村を被告として（訴訟において東海村を代表する者は、東海村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合、当該訴訟において東海村を代表する者は、東海村長です。ただし、この処分の日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求の裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

東海村長



命令に係る事前の通知書

あなた（貴社）が所有（管理）をしている下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がとられていません。

このまま必要な措置がとられない場合には、法第 1 4 条第 3 項の規定により下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなた（貴社）は、法第 1 4 条第 4 項の規定により本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第 5 項の規定により本通知の交付を受けた日から 5 日以内に、東海村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができることを申し添えます。

また、提出期限までに意見書の提出がない場合は、意見がないものとして命令します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地 東海村

用途

所有者の住所及び氏名

2 命じようとする措置の内容

（何をどのようにするのか、具体的に記載）

3 命ずるに至った事由

（特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載）

4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

東海村建設農政部都市整備課長 宛

送付先 那珂郡東海村東海三丁目 7 番 1 号

連絡先 0 2 9—2 8 2—1 7 1 1

5 意見書の提出期限

年 月 日

備考 上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告してください。

様式第12号（第8条関係）

年 月 日

東海村長 様

提出者 住所
氏名 ⑩
電話番号

意見書

所有（管理）をしている空家等について，空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第4項の規定により，下記のとおり意見を述べます。

記

空家等の所在地等	所在地： 建築物等の概要：
命令の原因となる事実についての意見	
証拠書類等の有無	有（書類の名称： ）・無

備考

- 1 提出者が法人の場合は，主たる事務所の所在地，名称，代表者の氏名，代表者印を記名及び押印すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは，別紙に記載の上添付すること。
- 3 証拠書類等を提出するときは，この意見書に添付すること。

様式第13号（第8条関係）

年 月 日

東海村長 様

住所

氏名

⑩

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に関する次の事項を委任する。

- 1 法第14条第4項に規定する意見書及び証拠の提出に関すること。
- 2 法第14条第6項に規定する公開による意見の聴取に関すること。

記

代理人

住 所

氏 名

備考

- 1 提出者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、代表者印を記名及び押印すること。
- 2 この様式は、委任事項に応じ、適宜調整し、使用すること。

様式第14号（第9条関係）

年 月 日

東海村長 様

請求者 住所
氏名 ⑩
電話番号

意見聴取請求書

年 月 日付け 第 号により空家等適正管理命令の事前通知があった特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第5項の規定により、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

備考 請求者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、代表者印を記名及び押印すること。

様式第15号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

東海村長



意見聴取通知書

年 月 日付けで請求のあった空家等適正管理に係る意見聴取について、下記のとおり公開による意見の聴取を行いますので通知します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
(何をどのようにするのか、具体的に記載)
- 3 公開による意見の聴取の期日 年 月 日
- 4 公開による意見の聴取の場所
- 5 本件の連絡先
東海村建設農政部都市整備課
那珂郡東海村東海三丁目7番1号
029-282-1711

備考

- 1 公開による意見の聴取には、この通知書を持参してください。
- 2 公開による意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。
- 3 公開による意見の聴取には、代理人が出頭することができます。この場合には、書面（東海村空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則に規定する委任状（様式第13号）の様式を利用することもできます。）により代理人の資格を証明してください。
- 4 正当な理由なく公開による意見の聴取の期日に出頭しない場合は、公開による意見の聴取の機会を放棄したものとみなすことがあります。

様式第16号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

東海村長



戒 告 書

年 月 日付け 第 号によりあなた（貴社）が所有（管理）をしている下記特定空家等について、年 月 日までに除却（修繕）（立木竹の伐採・その他（ ））をするよう命じました。この命令を年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定により下記の特定期間等の除却（修繕・立木竹の伐採・その他（ ））を執行しますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨を戒告します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定によりあなた（貴社）から徴収します。

なお、代執行によりその物件及び他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

特定空家等

所在地 東海村

用途

構造

延べ床面積 m²

所有者の住所及び氏名

（教示）

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東海村長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができなくなります。

また、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、東海村を被告として（訴訟において東海村を代表する者は、東海村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合、当該訴訟において東海村を代表する者は、東海村長です。ただし、この処分の日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求の裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

東海村長



代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなた（貴社）が所有（管理）をしている下記特定空家等について、年 月 日までに、除却（修繕）（立木竹の伐採・その他（ ））をするよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定により下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定によりあなた（貴社）から徴収します。

なお、代執行によりその物件及び他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

- 1 除却（修繕）（立木竹の伐採・その他（ ））をする物件
所在地 東海村
建築物
用途：
構造：
延べ床面積： m²
その他
- 2 代執行の時期
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 執行責任者
東海村建設農政部都市整備課長
- 4 代執行に要する費用の概算見積額
円

（教示）

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東海村長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができなくなります。

また、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、東海村を被告として（訴訟において東海村を代表する者は、東海村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合、当該訴訟において東海村を代表する者は、東海村長です。ただし、この処分の日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求の裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

		第 号
執行責任者証		
東海村建設水道部都市整備課長		は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。
年 月 日	発行	
	東海村長	印
記		
1 代執行をなすべき事項		
代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）記載の東海村番地の建築物の除却（修繕）（立木竹の伐採・その他（ ））		
2 代執行をなすべき時期		
年 月 日から	年 月 日までの間	

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）
（抜粋）
（特定空家等に対する措置）

第14条（略）
2～8（略）
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
10～15（略）

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

備考 この証票の大きさは、縦8cm、横10cmとすること。

様式第19号（第15条関係）

標 識

下記の特定空家等の所有者（管理者）は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定により措置をとることを、
年
月 日付け 第 号により命じられています。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地 東海村
用途
- 2 措置の内容
（何をどのようにするのか、具体的に記載）
- 3 命ずるに至った事由
（特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載）
- 4 命令の責任者 東海村建設農政部都市整備課長
連絡先 029-282-1711
- 5 措置の期限 年 月 日